

平14答申第4号
平成15年2月20日

福岡市教育委員会 様
(教育委員会生涯学習部社会教育課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成14年7月10日付け教社第414号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市●区○○公民館の運営審議委員会の議事録(1月23日, 1月30日, 3月5日分)」の一部公開決定処分に対する審査請求

答 申

1 審査会の結論

「福岡市●区○○公民館の運営審議委員会の議事録（1月23日，1月30日，3月5日分）」（以下「本件公文書」という。）について，福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定処分は，1月23日分記録欄の第3項目及び3月5日分記録欄の第5項目（見出しを除く。）の記録内容を除き，公開することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，平成14年4月5日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件公文書の一部公開決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 平成14年3月22日，審査請求人は，実施機関に対し福岡市情報公開条例（昭和63年福岡市条例第3号。以下「旧条例」という。）第5条の規定により，本件公文書の公開請求を行った。

イ 平成14年4月5日，実施機関は，本件公文書が旧条例第8条第1項第4号及び第5号の規定に該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い，その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成14年5月24日，審査請求人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書，平成14年8月27日付け反論意見書及び平成14年12月12日の当審査会における口頭意見陳述において，次のように主張している。

ア 公民館の運営は，地域のためという方針を中心とし，広く公開して行われるべきであるにもかかわらず，公民館職員の人事など，公民館のことを密室の中で処理するのは不当であって，そもそも公民館運営審議委員会を非公開とするのは公民館そのものの制度や目的に著しく反するものである。

イ 公民館の館長や主事についての人事は，地域の人材を広く募集し，その選考についても公開して，広く地域住民の意見を反映させるべきものであって，人事に関するという理由で，その議事録までも非公開とすべきものではない。

ウ 福岡市の●市民センター館長等が公民館運営審議委員会の席で、不当・不法に審査請求人の人権を侵害するような発言をしたと聞いたので、福岡市に対して情報の公開を求めているのである。開示を求めているのは第三者ではなく、人権侵害発言をされた本人なのであるから、これを拒否する理由はない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成14年8月5日付け弁明意見書及び平成14年12月12日の当審査会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件公文書について

本件公文書は、「福岡市教育委員会の附属機関等の設置及び運営に関する要綱」（以下「教育委員会附属機関要綱」という。）に基いて必要な事項を定めた「福岡市公民館運営審議会の運営要領」（以下「公民館運営要領」という。）に従って開催した〇〇公民館の公民館運営審議会（1月23日、1月30日、3月5日分）の会議記録である。

イ 旧条例第8条第1項第4号該当性について

① 本件公文書には、公民館長候補者等の選考を行う意思形成過程の情報が記録されている。

② 公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じて、公民館が行う各種事業の企画実施についての意見を述べるとともに、公民館長の人事に関して、候補者を推薦することとされている。また、公民館長が公民館主事、体育指導委員、子ども団体地域指導員等の候補者を推薦するに当たっては、地域の意見を反映するために、公民館運営審議会の意見を聴くこととしている。公民館運営審議会の委員は、学校長を除き、地域に居住する人々であり、各種候補者の推薦に関する人事案件では、推薦する側もされる側も共に地域の住民であるので、審議の過程を公開することになると、当該審議会の各委員の自由かつ率直な意見交換が阻害される。

③ 人事に関する案件は、当日の会議だけで決定されることは少なく、複数回の会議が開催されている。選考方法をはじめとする審議の経過が公開されると、当該審議会の各委員に対して外部からの干渉を受けるおそれがあり、公正かつ適切な実施に著しい支障を生じる。

ウ 旧条例第8条第1項第5号該当性について

① 公民館長候補者をはじめ、地域からの推薦を受け、教育委員会が任命する嘱託職員等に関する選考過程の会議記録は、「人事」という事務事業に該当する。

② 公民館長等候補者の選考過程については、それぞれの公民館によって、様々な

方法が採られている。これらの情報が公開されると、当該審議会の委員に対する不当な働きかけや推薦されなかったことによる地域でのトラブルの原因となることが考えられる。そうした場合には、当該審議会の委員が、今後自由に意見を言えない状況が生じ、将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれがある。

エ 非公開の範囲の変更について

本件処分を行った平成14年4月5日の直前に出された福岡市情報公開審査会答申において、非公開の会議の記録等であっても、例えば司会者の氏名など、公開しても支障を生じない部分は公開することが妥当であるとしている。本件決定では、会議記録の内容部分の全てを非公開としていたが、人事案件に係る部分を除いて、挨拶や司会者、単なる報告等については、公開することとしたい。

4 審査会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 公民館について

公民館は、地域住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される施設であり、その職員として、公民館長、主事その他必要な職員を置くことができるとされている。市町村が設置する公民館の職員については、当該市町村の教育委員会が任命することとされ、本市においては、特別職の地方公務員としての身分を有している。

イ 公民館運営審議会について

公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）は、公民館の公正かつ民主的な運営を確保するため、法に基づき設置される合議制の機関であり、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するという法に定める任務とともに、本市においては、公民館長候補者の推薦のほか、地域において重要な役割を担う公民館職員等の特別職の人事に関して地域の意見を反映させるために、事実上一定の関与を行うこととされている。

ウ 本件公文書は、〇〇公民館の運営審議会（1月23日、1月30日及び3月5日開催分）の会議記録であり、教育委員会附属機関要綱に基づいて運営審議会の運営に関し必要な事項を定めた公民館運営要領に則って記録されたものである。

エ 本件公文書は、運営審議会が開催された「日時」、「場所」、運営審議会に出席し

た「出席者氏名」、運営審議会の「議題」、議事内容の「記録」、記録者氏名」及び公民館長が押印する「館長印」の各欄で構成されており、その記録内容は、公民館長及び公民館主事並びに体育指導員及び子ども団体地域指導員の人事に関する審議内容である。

(2) 非公開部分の変更について

ア 当初実施機関は、本件公文書について、その「記録」欄の全てを旧条例第8条第1項第4号及び第5号の規定に基づき非公開とする一部公開決定を行った。

イ しかしながら、その後実施機関は、弁明意見書において、本件公文書の「記録」欄のうち、人事案件に係る部分のみを非公開とし、会議開催に係る挨拶、司会者の氏名、事務報告等に係る部分については、公開するように非公開部分の変更を主張している。

ウ そこで当審査会としては、本件公文書中、実施機関が人事案件に係る部分であるとして、旧条例第8条第1項第4号及び第5号を理由に非公開とする部分、すなわち1月23日に開催された運営審議会の会議記録の「記録」欄（以下「1月23日分記録欄」という。）の第3項目、第4項目及び第5項目、1月30日に開催された運営審議会の会議記録の「記録」欄（以下「1月30日分記録欄」という。）の第3項目及び第4項目並びに3月5日に開催された運営審議会の会議記録の「記録」欄（以下「3月5日分記録欄」という。）の第3項目、第4項目及び第5項目（以下「変更後の非公開部分」という。）について、以下検討することとする。

(3) 旧条例第8条第1項第5号（行政運営情報）該当性について

ア 旧条例第8条第1項第5号（以下「第5号」という。）は、「市又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれがあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの」は、非公開とすることができる旨規定している。

イ 本件公文書に記載されている内容は、公民館長候補者の推薦等に関する選考過程の会議記録であって、実施機関が主張するように、公民館の職員等の人事という本市の事務事業に関する情報であることが認められる。

ウ 実施機関は、変更後の非公開部分が公開されると、委員に対する不当な働きかけや推薦されなかった者等による地域でのトラブルが発生することが考えられ、委員が今後自由に意見を発言できない状況が生じ、将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれがあるとして、第5号の規定に基づき非公開

とする旨主張している。

エ 一方、審査請求人は、公民館の職員等の人事は、地域の人材を広く募集し、その選考についても公開して、広く地域住民の意見を反映させるべきものであって、人事に関するからという理由で、その議事録までも非公開とすべきものではない旨主張している。

オ 実施機関が主張するように、個別の候補者の氏名やその者の能力、資質に対する評価、意見等に関する情報については、これを公開すると、一般的には、推薦されなかったこと等による地域でのトラブルの原因となることが考えられ、委員が自由に意見を発言できなくなる事態が生じることも予想されることから、公民館の職員等の人事に関する事務事業に著しい支障を生じるおそれを完全に否定することはできない。

カ しかしながら、公民館の職員等の人事に関する情報であっても、単なる事実関係の報告や手続きに関する説明などの情報については、これを公開したとしても、公民館の職員等の人事に関する事務事業に著しい支障を生じるおそれがあるとは認められない。

キ 地域住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するという公民館の目的に鑑みれば、審査請求人が主張するように公民館や運営審議会に関する情報は、人事に関する情報であっても、できる限り地域に公開することが必要であると考えられる。

ク 以上のことを踏まえて、本件公文書について具体的に判断する。

ケ まず、本件公文書中、1月23日分記録欄の第3項目には、公民館長の人事に関する情報が記録されており、また、3月5日分記録欄の第5項目は、体育指導員及び子ども団体地域指導員の人事に関する情報が記録されているが、これらを公開すると、公民館の職員等の人事に関する事務事業に著しい支障が生じるおそれがあると認めることができる。

コ ただし、3月5日分記録欄の第5項目の見出しについては、すでに議題として公開した情報と同一の内容であるため、公開すべきである。

サ 次に、1月23日分記録欄の第4項目及び第5項目、1月30日分記録欄の第3項目及び第4項目並びに3月5日分記録欄の第4項目には、公民館長及び公民館主事の人事に関する情報が記録されているが、これらの情報は、当該人事についての手続きに関する説明、事実関係の報告又はその会議における方針決定等の内容であって、これらを公開しても公民館の職員等の人事に関する事務事業に著しい支障が

生じるおそれは認められない。

シ また、3月5日分記録欄の第3項目には、公民館長候補者の氏名や当該候補者の推薦に係る議事手続が記載されているものの、これが未確定である時期において非公開とすることは格別、すでに確定し、任命された者の氏名が公にされている現在においては、これを公開しても公民館の職員等の人事に関する事務事業に著しい支障が生じるおそれがあるとは認めることはできない。

ス 以上から、変更後の非公開部分を第5号の規定に基づき非公開とする実施機関の主張は、1月23日分記録欄の第3項目及び3月5日分記録欄の第5項目（見出しを除く。）を除き、妥当でない。

(4) 旧条例第8条第1項第4号（意思形成過程情報）について

ア 旧条例第8条第1項第4号（以下「第4号」という。）は、「市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体との間における審議，協議，検討，調査，試験研究等の意思形成過程に関する情報であって，公開することにより，当該又は将来の同種の審議，協議，検討，調査，試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの」は，非公開とすることができる旨規定している。

イ 実施機関は，人事案件を審議する過程を公開することとなると，運営審議会の各委員の自由かつ率直な意見交換が阻害されることから，第4号に該当すると主張している。

ウ 前述したように，個別の候補者の氏名やその者の能力，資質に対する評価，意見等に関する情報については，これを公開すると，運営審議会の各委員の自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれがあると認められるものの，単なる事実関係の報告や手続きに関する説明などの情報については，これを公開したとしても，そのようなおそれは認められない。

エ また，実施機関は，選考方法をはじめとする審議の経過が公開されると，各委員に対して外部からの干渉を受けるおそれがあり，今後の公正かつ適切な審議等の実施に著しい支障を生じるおそれがあると主張する。

オ しかしながら，運営審議会が公民館長候補者を推薦していること，及び公民館長が公民館主事候補者等の推薦を行うに当たって，地域の意見を反映するために，運営審議会の意見を聴いていることは公にされており，運営審議会の委員がこれらの人事に関して何らかの形で関与していることは当然に推測されることである。

カ 仮に，本件公文書を公開したことによって，運営審議会の委員に対して候補者の

推薦依頼があったとしても、それは地域の意見を反映するためには当然に予想されることであって、これを理由として公正かつ適切な審議等の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めることはできない。

キ 以上から、本件公文書中、第5号に基づき非公開とすることが相当であると認められる情報については、第4号の該当性を判断するまでもない。また、本件公文書中第5号に該当しないと判断される情報については、前述したように、これを公開しても、当該又は将来の審議等の公正かつ適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれは認められず、第4号にも該当しないものと解される。

(5) 本人による自己情報の公開請求について

ア 審査請求人は、公開を求めているのは第三者ではなく、運営審議会の出席者により自己の人権を侵害するような発言をされた本人であるから、公開することを拒否する理由はない旨を主張している。

イ しかしながら、公文書公開制度においては、公開・非公開の判断に当たって、公開請求の対象となる情報が、請求者本人に係る情報である場合も含めて、公開請求者が誰であるかを考慮しないこととされている。

ウ このことは、旧条例第8条第1項第2号が特定の個人を識別することができる情報について、同号ただし書きに該当するものを例外として公開する旨を規定するのみで、本人からの公開請求について、特段の規定を設けていないことから明らかである。

エ したがって、この点における審査請求人の主張は、理由がないものと判断せざるを得ない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|----------------|
| 平成14年7月10日 | 実施機関からの諮問 |
| 平成14年8月5日 | 実施機関が弁明意見書を提出 |
| 平成14年8月30日 | 審査請求人が反論意見書を提出 |

| | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 平成14年12月12日(第111回審査会) | 審査請求人及び実施機関の口頭意見聴取 並びに審議 |
| 平成15年1月16日(第112回審査会) | 審議 |
| 平成15年2月13日(第113回審査会) | 審議 |